終親会社等の」とあるのは「特定多国籍企業グループ等の最終親会社等の」と、同号イ⑷中「第百五十五条の十七第一項」とあるのは「第百五十五条の十七第七項において準用する同条第一項」と、同号イ⑸中「第百五十五条の三十一第一項」とあるのは「第百五十五条の三十一第六項において準用する同条第一項」と、「又は」とあるのは「又は同条第六項において準用する」と、「同号ロ⑵」とあるのは「同条第六項において準用する同号ロ⑵」と、同号ロ中「当該構成会社等の所在地国」とあるのは「我が国」と、「他の構成会社等」とあるのは「当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等」と、「第百五十五条の四十第二項第一号イ」とあるのは「第百五十五条の四十八第一項（共同支配会社等に係る再計算国別国際最低課税額）において準用する令第百五十五条の四十第二項第一号イ」と、同項第二号中「第百五十五条の五十三第二項」とあるのは「第百五十五条の七十八第三項において準用する同条第二項」と、同号イ中「構成会社等に」とあるのは「共同支配会社等に」と、「最終親会社等の」とあるのは「特定多国籍企業グループ等の最終親会社等の」と、同号イ⑴から⑶までの規定中「構成会社等」とあるのは「共同支配会社等」と、同号ロ中「当該恒久的施設等の所在地国」とあるのは「我が国」と、「他の構成会社等」とあるのは「イの共同支配会社等に係る他の共同支配会社等」と、「第百五十五条の四十第二項第一号イ」とあるのは「第百五十五条の四十八第一項において準用する令第百五十五条の四十第二項第一号イ」と読み替えるものとする。

（収入金額等に関する適用免除基準）

第三十八条の六十六　第三十八条の四十四第一項（収入金額等に関する適用免除基準）の規定は令第百五十五条の七十九第一項（収入金額等に関する適用免除基準）において準用する令第百五十五条の五十五第一項第一号（収入金額等に関する適用免除基準）に規定する財務省令で定めるところにより計算した金額について、第三十八条の四十四第二項の規定は令第百五十五条の七十九第一項において準用する令第百五十五条の五十五第一項に規定する直前二対象会計年度のうちに令第百五十五条の六十四第一項（構成会社等に係る再計算グループ国内最低課税額）又は第百五十五条の六十五第一項（不動産の譲渡に係る再計算グループ国内最低課税額の特例）の規定の適用がある対象会計年度がある場合について、第三十八条の四十四第三項の規定は令第百五十五条の七十九第一項において準用する令第百五十五条の五十五第一項及び第二項の規定の適用がある場合について、それぞれ準用する。この場合において、第三十八条の四十四第二項中「の第百五十五条の五十五第一項」とあるのは「の第百五十五条の七十九第一項（収入金額等に関する適用免除基準）において準用する第百五十五条の五十五第一項」と、同条第三項第一号中「」の所在地国を所在地国とする当該構成会社等の」とあるのは「」の」と、「属する」とあるのは「属する我が国を所在地国とする」と、同項第二号中「構成会社等（各種投資会社等を除く。）の所在地国」とあるのは「我が国」と読み替えるものとする。

2　第三十八条の四十四第四項の規定は法第八十二条の十九第九項（国内最低課税額）に規定する財務省令で定める構成会社等について、第三十八条の四十四第五項の規定は法第八十二条の十九第九項第一号イに規定する財務省令で定める事項について、それぞれ準用する。この場合において、第三十八条の四十四第四項第二号中「第百五十五条の五十五第三項第一号」とあるのは「第百五十五条の七十九第一項（収入金額等に関する適用免除基準）において準用する令第百五十五条の五十五第三項第一号」と、「の所在地国」とあるのは「の我が国」と読み替えるものとする。

（共同支配会社等に係る適用免除基準）

第三十八条の六十七　第三十八条の四十五第二項（共同支配会社等に係る適用免除基準）の規定は令第百五十五条の八十（共同支配会社等に係る適用免除基準）において準用する令第百五十五条の五十五第一項第一号（収入金額等に関する適用免除基準）に規定する財務省令で定めるところにより計算した金額について、第三十八条の四十五第三項の規定は令第百五十五条の八十において準用する令第百五十五条の五十五第一項に規定する直前二対象会計年度のうちに令第百五十五条の七十三（共同支配会社等に係る再計算グループ国内最低課税額）において準用する令第百五十五条の六十四第一項（構成会社等に係る再計算グループ国内最低課税額）又は第百五十五条の六十五第一項（不動産の譲渡に係る再計算グループ国内最低課税額の特例）の規定の適用がある対象会計年度がある場合について、第三十八条の四十五第四項の規定は令第百五十五条の五十五第一項及び第二項の規定の適用がある場合について、それぞれ準用する。この場合において、第三十八条の四十五第三項中「第百五十五条の五十五第一項」とあるのは「第百五十五条の八十（共同支配会社等に係る適用免除基準）において準用する第百五十五条の五十五第一項」と、同条第四項第一号中「当該共同支配会社等（各種投資会社等を除く。）の所在地国」とあるのは「我が国」と、「及び」とあるのは「（各種投資会社等を除く。）及び」と、同項第二号中「当該共同支配会社等（各種投資会社等を除く。）及び当該共同支配会社等の所在地国」とあるのは「我が国」と、「とする」とあるのは「とする当該共同支配会社等（各種投資会社等を除く。）及び」と読み替えるものとする。

第二款　申告

（国内最低課税額確定申告書の記載事項）

第三十八条の六十八　法第八十二条の二十二第一項第三号（国内最低課税額に係る確定申告）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　申告対象法人（法第八十二条の二十二第一項に規定する申告対象法人をいう。次条において同じ。）の名称、納税地及び法人番号並びにその納税地と本店又は主たる事務所の所在地とが異なる場合には、その本店又は主たる事務所の所在地

二　代表者の氏名

三　当該対象会計年度の開始及び終了の日

四　その他参考となるべき事項

（国内最低課税額確定申告書の添付書類）

第三十八条の六十九　法第八十二条の二十二第三項（国内最低課税額に係る確定申告）に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げるもの（当該各号に掲げるものが電磁的記録（第三十八条の四十七第一項（国際最低課税額確定申告書の添付書類）に規定する電磁的記録をいう。以下この条において同じ。）で作成され、又は当該各号に掲げるものの作成に代えて当該各号に掲げるものに記載すべき情報を記録した電磁的記録の作成がされている場合には、これらの電磁的記録に記録された情報の内容を記載した書類）とする。

一　当該対象会計年度の特定多国籍企業グループ等の最終親会社等に係る連結等財務諸表の作成の基礎となる申告対象法人（当該特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等（その所在地国が我が国であるものに限る。）である内国法人に限る。第五号において同じ。）の財産及び損益の状況を記載した計算書類

二　当該対象会計年度の特定多国籍企業グループ等に係る共同支配親会社等の連結等財務諸表の作成の基礎となる申告対象法人（当該特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等（その所在地国が我が国であるものに限る。）である内国法人に限る。第六号において同じ。）の財産及び損益の状況を記載した計算書類

三　当該対象会計年度前の対象会計年度に係る前二号に掲げるものに表示すべき事項の修正の内容